

孺恋村障害者活躍推進計画

令和2年4月

孺 恋 村

1. 趣旨

令和元年6月に障害者の雇用の促進等に関する法律（以下「障害者雇用促進法」という。）が改正され、国及び地方公共団体が率先して障害者を雇用する責務が明示されたとともに、厚生労働大臣が作成する指針に即して、「障害者である職員の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画（以下「障害者活躍推進計画」という。）」を作成することとなりました。

障害者の活躍は、「障害者一人ひとりが能力を有効に発揮できること」であり、障害のある職員が活躍できるよう、役場全体で取り組んでいくことが重要です。障害者の視点に立ちながら本計画を策定したところであり、本計画のもと、障害のある職員を含む全ての職員が働きやすい職場づくりを進めます。

本計画を策定するにあたり孺恋村役場では、村長部局、教育委員会、議会事務局、農業委員会事務局、監査委員会事務局、選挙管理委員会を含めて策定するものとします。

2. 実施主体 孺恋村

3. 計画期間

計画期間は、令和2年4月1日から令和7年3月31日までの5年間とします。なお、期間内においても、必要に応じて点検を行い、対策の検討・調整を行います。

4. 障害者雇用に関する課題

障害者雇用促進法等に基づき、障害者である職員が働きやすい職場環境の整備など、障害者雇用の推進に取り組んできました。

また、法定雇用率については、令和3年3月末までに、更に0.1%引き上げられ2.6%になるため、今後、計画的な採用をしていく必要があります。

現在、障害者である職員の状況は、身体的な障害者のみであるため、今後は障害特性に配慮した選考方法の創設や障害者一人ひとりの能力を発揮できる働きやすい職場環境の整備に向けて、必要な措置講じていく必要があります。

5. 目標

(1) 採用に関する目標

実雇用率について、当該年度6月1日時点の法定雇用率以上とします。

(2) 定着に関する目標

不本意な離職者を極力生じさせないために、障害特性等への配慮及び職場環境の整備を行うとともに、定着状況の把握・進捗管理を行います。

(3) 満足度に関する目標

業務内容や業務量、職場環境等について、意見・要望等の聞き取り、又はアンケート

トを行い必要な改善を行います。

(4) キャリア形成に関する目標

新たな職域の開拓を行います。

6. 取組内容

(1) 障害者の活躍を推進する体制整備

ア 組織面

障害者である職員や障害者である職員とともに働く職員等、関係者から広く意見を聴取し、障害者活躍推進計画の実施状況の点検・見直し等を行います。また業務上の支援担当者の配置や職場の上司・同僚による日常的な配慮等、人的サポート体制の充実を図り、組織外の関係機関とも連携体制を構築していきます。

イ 人材面

障害者である職員が5人以上となった場合は、3箇月以内に障害者職業生活相談員を選任します。なお、選任しようとする職員が、資格要件を満たさない場合は、労働局が開催する公務部門向け障害者職業生活相談員資格認定講習を受講させます。

(2) 障害者の活躍の基本となる職務の選定・創出

現に勤務する障害者である職員や今後採用する障害者の能力や希望も踏まえ、職務の選考や創出について検討を行います。

新規採用時や部署異動時などに面談等を行い、職員と業務の適切なマッチングができていのかなど点検を行い、必要に応じて検討を行います。

(3) 障害者の活躍を推進するための環境整備等

ア 職場環境

安心して働ける環境を整え、障害者一人ひとりの障害特性等を把握し、必要な配慮及び措置を検討し継続的に講じます。

なお、措置を講じるに当たっては、要望を踏まえつつも、過重な負担にならない範囲で適切に実施します。

イ 募集・採用

常勤職員だけでなく会計年度任用職員についても採用に努めます。また募集・採用に当たっては、以下の取扱いを行わないことにします。

- ・特定の障害を排除し、又は特定の障害に限定する。
- ・自力で通勤できることといった条件を設定する。
- ・介助者なしで業務遂行が可能といった条件を設定する。
- ・「就労支援機関に所属・登録しており、雇用期間中支援が受けられること」といった条件を設定する。
- ・特定の就労支援機関からのみの受入れを実施する。

ウ 働き方

障害者の意向も踏まえて、時差出勤、早出遅出制度などの柔軟な時間管理制度の利用を促進し、あわせて、年次休暇や病気休暇などの各種休暇の利用を促進します。

エ キャリア形成

本人の希望等も踏まえつつ、実務研修、向上研修等の教育訓練を実施します。

オ 人事管理

定期的に面談が実施できる体制の構築に努め、状況把握・体調配慮を行います。障害者からの要望を踏まえ、障害者特性に配慮した職場介助等、可能な範囲において財政措置等を行います。

中途障害者（在職中に疾病・事故等により障害者となった者）について円滑な職場復帰のために必要な措置を講じます。

7. その他

国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律に基づく障害者就労施設等への発注等を通じて、障害者の活躍の場の拡大を推進します。

障害者就労施設等における民需拡大のため、当該施設等が生産・加工・制作した物品の販売の場の提供を行います。